

介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスC及び通所型サービスC）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者の要支援状態を改善し、又は当該高齢者が要支援・要介護状態になることを予防することを通じて、日常生活に支障のある生活行為を改善し、又は生活機能を維持・向上させることを目的として実施する訪問型サービスC及び通所型サービスC（介護保険法（平成9年法律第123号）第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業として実施するものであって、平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙（地域支援事業実施要綱）（以下単位「地域支援事業実施要綱」という。）に定めるものをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業の実施）

第2条 本事業は、地域支援事業実施要綱に基づき実施するものとする。

（対象者）

第3条 本事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）本町に住所を有する者
- （2）要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項に規定する要支援1若しくは要支援2の認定者（65歳以上の者に限る。）又は町が実施する介護予防に関するアンケートで本事業の対象と判定された者
- （3）東浦町包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントで本事業への参加が適当と認められた者
- （4）本事業の目的及び内容を理解し、及び自ら参加を希望する者

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスC及び通所型サービスC）の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。